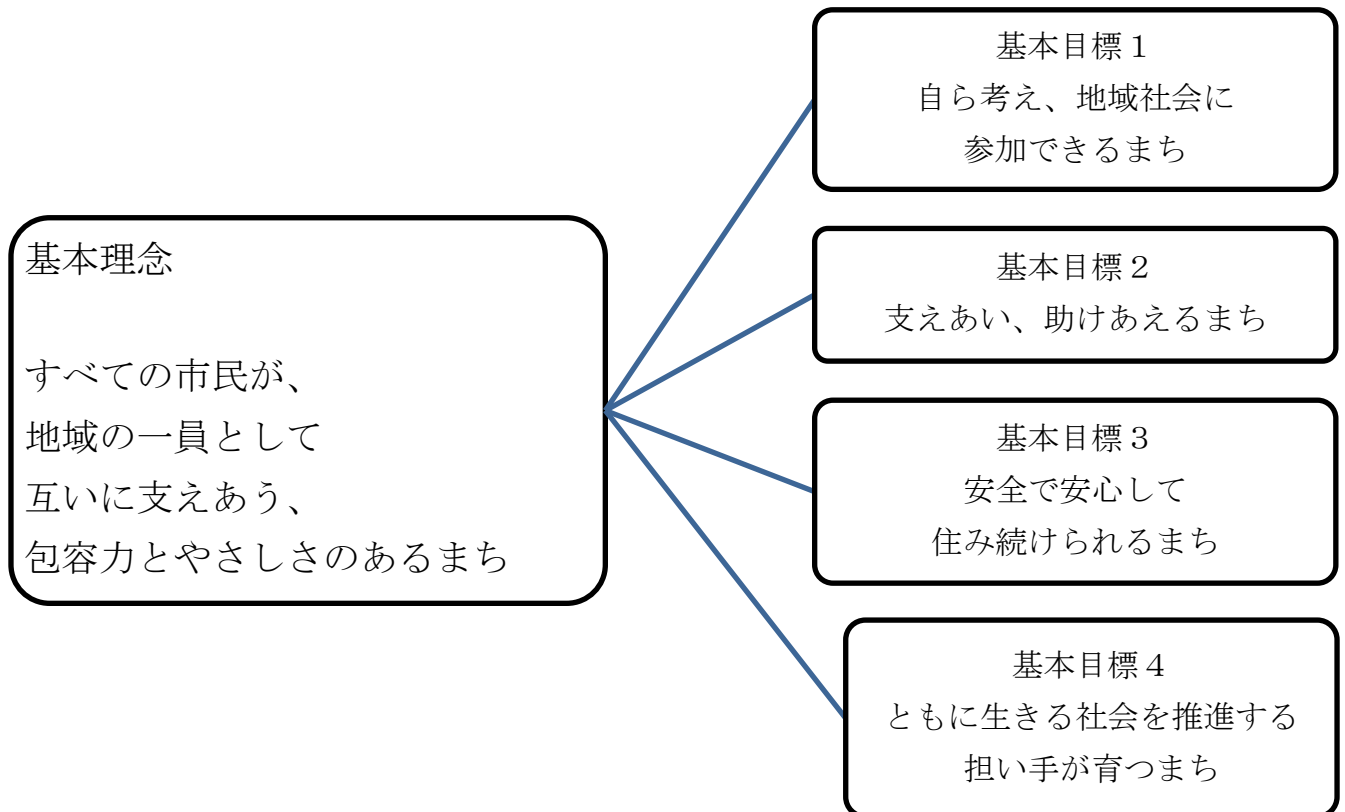


報告事項 1 習志野市地域福祉計画の基本理念、基本目標について



1. 基本理念

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、包容力とやさしさのあるまち

習志野市の基本構想・基本計画の将来都市像として掲げる「～『未来のために』～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を受け、社会福祉法における地域福祉計画の趣旨、社会保障審議会福祉部会による地域福祉計画策定に関する指針、市長の福祉行政に対する方針などを総合して習志野市の理想とする地域福祉社会の姿としてこのように掲げます。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けた取り組みを進める上で、指針となる基本的な目標を 4 つ掲げます。

1 「自ら考え、地域社会に参加できるまち」

○自立、社会参加、住民主体

社会福祉法において、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めることが求められています。

住民が自らの生活行動を制限することなく自己決定する権利が尊重されるまち、言い換えれば主体的に社会参加できる、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちをめざします。

2 「支えあい、助けあえるまち」

○包容力、やさしさ、協働

誰もが社会参加できるまちは、住民一人一人が多様な生活課題をお互い認め、受け止めて共に活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。皆が地域の一員として自己実現でき、更には地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活力につながります。

3 「安全で安心して住み続けられるまち」

○合理的配慮、防犯、防災、バリアフリー

社会生活の中で配慮の必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。バリアフリーなどの生活環境の整備、さらに地域のつながりや団体等の活動などのソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、住み続けたいと思うまちをめざします。

4 「ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち」

○人材育成、意識啓発

地域福祉計画のめざす社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である機関や団体等の連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちをめざします。そのための福祉教育の機会や理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた福祉文化の創造・発展につなげます。